

第724回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成 30年12月 11日（火）12時より
2. 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)「年末特別警戒期間」および「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について
業務部 柿原管理課長
 - (2)「年末年始における税関業務のお知らせ」について
業務部 柿原管理課長
 - (3)牛受精卵の不正持出事例に係る再発防止対策について
業務部 永井統括審査官(通関総括第3部門)
 - (4)輸出貿易管理令別表第1の改正について
業務部 高橋特別審査官
 - (5)第 52 回通関士試験の結果について
業務部 松尾首席通関業監督官
 - (6)TPP11協定発効についてのお知らせ
業務部 中澤原産地調査官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 平成31年1月9日(水) 12:00～
開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください
公益財団法人日本関税協会横浜支部
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758
E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成30年11月27日

関係各位

横浜税関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中（平成30年12月29日（土）から平成31年1月3日（木））の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務			
(1) 本関	監視分庁舎（大棧橋窓口）においては、通常どおり窓口業務を行います。		
(2) 仙台空港税関支署	通常どおり窓口業務を行います。		
(3) 茨城空港事務所	茨城空港事務所における業務については、12月29日（土）から1月1日（火）、1月3日（木）は8時30分から17時00分まで窓口業務を行います。 上記日時以外における業務処理については、（別紙）「年末年始期間中における連絡先」にご連絡願います。		
(4) 千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。		
(5) 川崎税関支署	監視分庁舎（大棧橋窓口）において業務処理を行います。 （問い合わせ先） ※監視部取締部門（045-212-6070）		
(6) その他の官署	全日閉庁します。 期間中における業務については、「（別紙）年末年始期間中における連絡先」にご連絡願います。なお、事前に予定が判明している場合は、12月28日（金）17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡願います。		
2. 通関関係業務及び保稅関係業務			
(1) 本関	本関地区（本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所）及び川崎地区（川崎税関支署、川崎税関支署東扇島出張所）の管轄内に蔵置されている貨物の業務処理は、下記のとおり、監視部取締部門と業務部特別通関部門が連携して対応致します。 業務部特別通関部門は、本年11月26日（月）以降、山下分庁舎（横浜市中区山下町279-1）において業務を行っていますのでご注意ください。 （問い合わせ先） ※監視部取締部門（045-212-6070） ※業務部特別通関部門（045-212-6115、6163）		
		通関関係業務	保稅関係業務
	12月29日（土）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。 （8時30分から17時00分）	
	12月30日（日）	業務要請がある場合は、業務部特別通関部門で業務処理を	

		<p>行います。</p> <p>12月29日(土)17時00分までは業務部特別通関部門、それ以降は監視部取締部門までご連絡願います。</p>		
	12月31日(月)	<p>業務部特別通関部門において業務処理を行います。</p> <p>(8時30分から17時00分)</p>		
	1月1日(火)	<p>閉庁(緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門までご連絡願います。)</p>		
	1月2日(水)	<p>業務部特別通関部門において業務処理を行います。</p> <p>(8時30分から17時00分)</p>		
	1月3日(木)			
	取扱業務	<table border="0"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告(積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む) ○輸出許可後の許可内容変更 ○閉庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務(担保業務を除く) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○閉庁時間外の執務を求める届出 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告(積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む) ○輸出許可後の許可内容変更 ○閉庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務(担保業務を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○閉庁時間外の執務を求める届出
<ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告(積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む) ○輸出許可後の許可内容変更 ○閉庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務(担保業務を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○閉庁時間外の執務を求める届出 			
	<p>(1) 申告(申請等)方法等は、現行の執務時間外における体制と同様ですが、詳細又は不明な点等については、12月28日(金)17時00分までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通関関係は業務部通関総括第1部門(045-212-6150)、 ・保税関係は監視部保税取締部門保税窓口(045-212-6126)、 <p>までお問い合わせ願います。</p> <p>(2) 既に本関以外の官署に予備申告をされている貨物等、業務部特別通関部門においてお取り扱いできない場合がありますので、事前に予定が判明している場合は、12月28日(金)17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>			
(2) 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所 川崎税関支署 川崎税関支署 東扇島出張所	<p>全日閉庁します。</p> <p>管轄内に蔵置されている貨物の業務処理は、上記「(1)本関」のとおり、監視部取締部門と業務部特別通関部門が連携して対応致します。</p>			
(3) その他の官署	<p>全日閉庁します。</p> <p>期間中における業務については、</p> <p>(別紙)「年末年始期間中における連絡先」にご連絡願います。</p> <p>なお、事前に予定が判明している場合には、12月28日(金)17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>			

3. 国際郵便物業務

川崎東郵便局内に 蔵置されている郵便物	川崎外郵便出張所特別通関部門で対応致します。 (国際郵便物のうち、輸出入申告に係る通関事務に限ります。) なお、年末年始期間中に申告を予定されている方は、事前に以下の問い合わせ先までご連絡願います。 (問い合わせ先)
○川崎外郵便出張所	※ 川崎外郵便出張所特別通関部門 (044-270-5774) ※ 日本郵便(株)川崎東郵便局 (044-578-6708)

4. その他

- ・自由化申告を事前に予定されている場合は、申告官署及び蔵置官署双方の開庁時間内に申告官署へご連絡願います。
- ・あらかじめお知らせいただいた業務が事前に終了した場合、又は業務内容に変更が生じた場合には、その旨を連絡した税関官署へご連絡願います。

年末年始期間中(12/29(土)～ 1/3(木))における連絡先

本関地区 (本関 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所)	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29(土)～1/3(木)(12/30(日)及び1/1(火)を除く) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務)
	090-5520-3014 (保税関係業務)
	090-3224-1904 (通関関係業務)
石巻出張所	090-7235-9951 (監視及び保税関係業務)
	090-3224-1905 (通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	022-383-2390
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務)
	090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視関係業務)
	090-1698-2360 (保税関係業務)
	090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-1691-1693
つくば出張所	090-4620-0115
茨城空港事務所	0299-54-0471
	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
川崎地区 (川崎税関支署 川崎税関支署東扇島出張所)	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29(土)～1/3(木)(12/30(日)及び1/1(火)を除く) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。
横須賀税関支署	090-4620-0104 (通関関係業務)
	090-8035-4041 (監視及び保税関係業務)
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 044-270-5774(特別通関部門)

ご存じですか？

－ 牛の精液・受精卵は動物検疫の対象物品です －

牛の精液や受精卵は、海外への持ち出し・海外からの持込みのいずれも動物検疫の手続が必要です。

和牛の精液や受精卵に関しては、**どの国にも輸出することはできません。**

和牛の精液や受精卵をお取り扱いの皆様におかれましては、上記についてご理解いただきますようお願いいたします。また、不正持ち出しを疑う事例や照会事項がありましたら、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【例】一般的な精液や受精卵の輸送容器



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
TEL 03-3502-8295 (国際衛生対策室)

農林水産省 動物検疫所
TEL 045-751-5923 (企画調整課)
045-751-5955 (危機管理課)

平成 30 年 11 月 6 日

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 が閣議決定されました

経済産業省では、大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止、条約その他の国際約束の履行等を目的として、「外国為替及び外国貿易法」及び同法に基づく外国為替令(以下「外為令」という。)及び輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)による輸出管理及び技術管理を行っています。

今般、①2017年の国際輸出管理レジーム会合における合意に基づく規制対象となる貨物及び技術の見直し、②国内需給の状況に鑑み一部の血液製剤の規制対象からの削除に関して、外為令及び輸出令の一部を改正する政令案が、本日閣議決定されたので、お知らせします。

1. 改正の概要

- ・国際輸出管理レジーム会合における合意を国内において着実に実施するため、規制対象となる貨物及び技術の見直しを行います。(外為令別表及び輸出令別表第1関係)
- ・国内の安定供給に支障がなく、規制を維持する必要のない一部の血液製剤を規制対象から削除します。(輸出令別表第2関係)

具体的な改正内容は以下のとおりです。

<外為令別表関係>

- 反応器及び貯蔵容器の修理に用いられる組立品又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術の追加【外為令別表の三の項(二)の改正】

<輸出令別表第1関係>

- トリチウムの製造に用いられる装置の部分品の追加【輸出令別表第一の二の項(四十八)の改正】
- 反応器及び貯蔵容器の修理に用いられる組立品又はその部分品の追加【輸出令別表第一の三の項(三)の改正】
- 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置の追加【輸出令別表第一の三の二の項(二)9の改正】
- 熱可塑性の共重合体の削除【輸出令別表第一の五の項(十六)の改正】
- 実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるロボットの削除【輸出令別表第一の六の項(七)1の改正】

- 電気光学効果を利用する光変調器の追加【輸出令別表第一の七の項(八の四)の改正】
- マスクの製造に用いられる基材の追加【輸出令別表第一の七の項(十七の二)の改正】
- 多結晶の基板の追加【輸出令別表第一の七の項(二十三)の改正】
- 高速度の撮影が可能な映画撮影機及び機械式のカメラ又はストリークカメラ並びにこれらの部分品の削除【輸出令別表第一の一〇の項(四)の改正】

※輸出令別表第 1 の貨物の追加又は削除により、外為令別表において、これらの貨物の設計、製造又は使用に係る技術が追加又は削除されることとなります。(外為令については、現行の規定で自動的に反映されるものについては、これに伴う改正は不要となっております。)

<輸出令別表第 2 関係>

- 一部の血液製剤の削除【輸出令別表第二の一〇の項の改正】

上記外為令及び輸出令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても改正します。

2. 今後の予定

公布:平成 30 年 11 月 9 日(金曜日)

施行:平成 31 年 1 月 9 日(水曜日)(別表第 1 関係)

平成 31 年 4 月 1 日(月曜日)(別表第 2 関係)

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済協力局貿易管理部

(外為令別表及び輸出令別表第 1 関係)

安全保障貿易管理課長 猪狩

担当者: 笠間、熊野

電話:03-3501-1511(内線 3271~4)

03-3501-2800(直通)

(輸出令別表第 2 関係)

貿易管理課長 岩松

担当者: 山下、井口

電話:03-3501-1511(内線 3241~5)

03-3501-0538(直通)

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)・・・・・・・・・・・・・・・・

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)・・・・・・・・

○外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
別表(第十七条関係)		別表(第十七条関係)	
技 術	外国	技 術	外国
一・二 (略)	(略)	一・二 (略)	(略)
三 (一) (略) (二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(二)又は(三)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	(略)	三 (一) (略) (二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	(略)
三の二 一六 (略)	(略)	三の二 一六 (略)	(略)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
別表第一(第一条、第四条関係)		別表第一(第一条、第四条関係)	
貨物	地域	貨物	地域
(略)	(略)	(略)	(略)
二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (四十八) トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品 (四十九) (略)	(略)	二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (四十八) トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置 (四十九) (略)	(略)
三 (一) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 反応器 2 貯蔵容器 3 (略)	(略)	三 (一) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 反応器 2 貯蔵容器 3 (略) (新設)	(略)
三の二 (一) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 9) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	(略)	三の二 (一) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの (新設)	(略)
四 (略)	(略)	四 (略)	(略)
五 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンス	(略)	五 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンケト	(略)

六	次に掲げる貨物(二)の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)〜(六) (略) (七) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 (前る) 1 3 1 3 (略) (八)・(九) (略)	(略)
七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)〜(八)の三) (略) (八)の四) 電気光学効果を利用する光変調器 (九)〜(十七) (略) (十七)の二) マスクの製造に用いられる基材 (十八)〜(二十一) (略) (二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板(十八)に掲げるものを除く。)又はインゴット、プールの他のプリフォーム (二十三) 多結晶の基板(十八)及び(二十二)に掲げるものを除く。 1 1 (二十二)に掲げるものを除く。	(略)
八・九	(略)	(略)
一〇	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)〜(三) (略) (四) 電子式のカメラ又はその部分品(二)の項の中欄に掲げるものを除く。)	(略)
一一〜一六	(五)〜(十四) (略)	(略)

別表第二(第二条、第四条、第十二条関係)

一	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)(第二条第一項に規定する血液製剤であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの	(略)
八	(略)	(略)
一〇	(略)	(略)
一一	(略)	(略)
一二	(略)	(略)
一三	(略)	(略)
一四	(略)	(略)
一五	(略)	(略)
一六	(略)	(略)

六	ン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンスルホン (十七)〜(十九) (略) 次に掲げる貨物(二)の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)〜(六) (略) (七) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 1 実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるもの 2 4 (略) (八)・(九) (略)	(略)
七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)〜(八)の三) (略) (新設) (九)〜(十七) (略) (新設) (十八)〜(二十一) (略) (二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板又はインゴット、プールの他のプリフォーム (新設)	(略)
八・九	(略)	(略)
一〇	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)〜(三) (略) (四) 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリ―クカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品(二)の項の中欄に掲げるものを除く。)	(略)
一一〜一六	(五)〜(十四) (略)	(略)

別表第二(第二条、第四条、第十二条関係)

一	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)(第二条第一項に規定する血液製剤	(略)
八	(略)	(略)
一〇	(略)	(略)
一一	(略)	(略)
一二	(略)	(略)
一三	(略)	(略)
一四	(略)	(略)
一五	(略)	(略)
一六	(略)	(略)



TOPICS

最新の制度改革

- ▶ [外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について\(2018.11.9\)](#)
- ▶ [外国ユーザーリストの改正について\(2018.5.2\)](#)
- ▶ [輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について\(2017.11.22\)](#) [\(2017.12.6\)](#)
- ▶ [改正外為法の施行のための政省令告示について\(2017.7.14\)](#)
- ▶ [外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律について\(2017.5.24\)](#)
- ▶ [輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について\(2016.11.7\)](#)
- ▶ [輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について\(2016.7.29\)](#)
- ▶ [輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発・製造又は使用のため](#)



安全保障貿易管理の概要

・制度の概要を知りたい方はこちら



申請手続き

・許可申請を行おうとする方はこちら



企業等の自主管理の促進

・輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について知りたい方はこちら



関係法令

・関係法令の条文や規制対象の品目を調べたい方はこちら

電子申請

・電子申請についてはこちら

キーワードで調べる

[外為法改正](#) | [貨物・技術のマトリクス表](#) | [輸出管理内部規程](#) | [輸出者等遵守基準](#) | [外国ユーザーリスト](#) | [参考情報：政省令-EU規制番号対比表](#) | [個人輸出](#) | [大学・研究機関](#)

新着情報

- 平成30年11月26日 **説明会** 平成30年度安全保障貿易管理説明会の開催スケジュールを更新いたしました。
- ▶ 平成30年11月19日 **その他** [2019年1月4日\(金\)は申請窓口をお休みします。](#)
- ▶ 平成30年11月16日 **制度** 「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令等について」改正情報を掲載いたしました。
- ▶ 平成30年11月12日 **説明会** 平成30年度安全保障貿易管理説明会の開催スケジュールを更新いたしました。
- ▶ 平成30年11月9日 **制度** [外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について](#)
- ▶ 平成30年11月6日 **制度** 「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案について」閣議決定されました。

安全保障貿易管理の概要

[申請手続き](#)

[企業等の自主管理の促進](#)

[事後審査\(外為法違反について\)](#)

[説明会](#)

[関係法令](#)

[Q&A](#)

[リンク集](#)

申請窓口

経済産業省 安全保障貿易審査課
(本館14F東8)
電話番号：03-3501-2801
東京都千代田区森が関1丁目3番1号

窓口の受付時間

午前：10:00～11:00(水曜日を除)

別1貨物の細目規定、解釈等を一覧できます。
※改正事項は、施行(H31.1)に併せて更新。

省令等細目規定
の改正情報

下線部分クリック

許可申請・各種問合せ先

1. 許可申請・連絡先は、HPの「個別許可申請」または「包括輸出許可の申請方法・様式」から閲覧可。指定の窓口に、様式・添付書類等を準備したうえで申請・連絡！



貨物とその仕向地、技術とその提供先及び包括輸出許可の申請内容により窓口が異なるので要確認。

2. 問合せ等は、内容に応じて連絡を！

- (1) 防衛装備移転三原則や外国ユーザーリストに関する質問、安全保障貿易管理政策全般やHPへの意見

安全保障貿易管理政策課 TEL：03-3501-2863

- (2) 安全保障貿易管理制度概要や法令解釈の質問

安全保障貿易管理課 TEL：03-3501-2800

- (3) リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈(該非判定、申請手続きなど)への質問

安全保障貿易審査課 TEL：03-3501-2801



- ✓ 「リスト規制」は、該当する規制リスト項目、貨物・技術に関する説明資料を用意して連絡を！
- ✓ 「キャッチオール規制」は、仕向地、用途リスト、顧客リストを用意して連絡を！

- (4) 輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（CP）に関する質問／不正輸出の連絡

安全保障貿易検査官室 TEL：03-3501-2841

- (5) 安全保障貿易管理についての一般的な質問

安全保障貿易 案内窓口 TEL：03-3501-3679

第52回通関士試験の結果について

平成30年10月14日(日)に実施された第52回通関士試験結果の概要は、下記のとおりです。

記

(全 国)

受験申込者数 : 8,491人 (前年比 98.4%) ※前年 8,627人
 受験者数 : 6,218人 (前年比 95.1%) ※前年 6,535人
 [うち試験科目の一部免除を受けた者]
 1科目免除 : 607人 (うち公務員で免除を受けた者 9人)
 2科目免除 : 130人 (うち公務員で免除を受けた者 34人)
 合格者 : 905人 (前年比 65.0%) ※前年 1,392人
 合格率 : 14.6% (前年 21.3%)

合格基準 : 下表のとおり

試験科目	合格基準
通関業法	満点の60%以上
関税法等	満点の60%以上
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	満点の50%以上

試験実施税関別合格者数：下表のとおり 単位：人 ()は前年

函館税関	16 (33)	神戸税関	119 (176)
東京税関	335 (497)	門司税関	65 (89)
横浜税関	102 (169)	長崎税関	10 (12)
名古屋税関	131 (197)	沖縄地区税関	8 (13)
大阪税関	119 (206)	合 計	905 (1,392)

※ 12月7日 税関HPに掲載

【参考 1】第 52 回通関士試験実施税関別受験者数等

税関	試験地	願書提出者	受験者	合格者	合格率
函館税関	北海道	154	118	16	13.6
東京税関		3,233	2,203	335	15.2
	新潟	77	62	12	19.4
	東京	3,156	2,141	323	15.1
横浜税関		924	686	102	14.9
	宮城	138	109	19	17.4
	神奈川	786	577	83	14.4
名古屋税関		1,077	859	131	15.3
	静岡	147	120	22	18.3
	愛知	930	739	109	14.7
大阪税関	大阪	1,244	877	119	13.6
神戸税関		1,057	830	119	14.3
	兵庫	799	616	91	14.8
	広島	258	214	28	13.1
門司税関	福岡	620	501	65	13.0
長崎税関	熊本	111	88	10	11.4
沖縄地区税関	沖縄	71	56	8	14.3
合 計		8,491	6,218	905	14.6

【参考 2】過去 10 年の通関士試験受験者数等の推移(第 42 回～第 51 回)

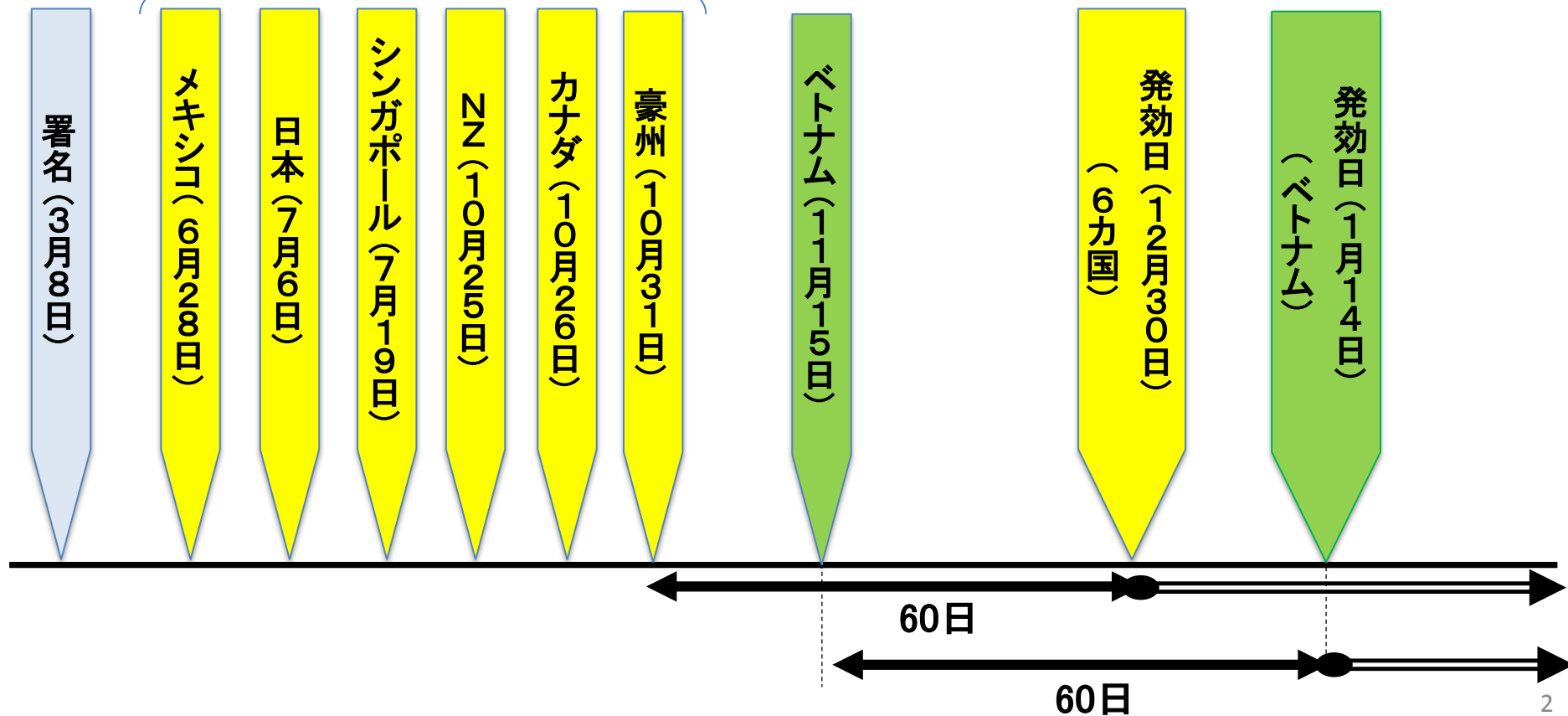
区分	願書提出者	受験者	受験率	合格者	合格率
平成 21 年(第 43 回)	13,159	10,367	78.8	807	7.8
平成 22 年(第 44 回)	12,087	9,490	78.5	929	9.8
平成 23 年(第 45 回)	11,760	9,131	77.6	901	9.9
平成 24 年(第 46 回)	11,544	8,972	77.7	769	8.6
平成 25 年(第 47 回)	11,340	8,734	77.0	1,021	11.7
平成 26 年(第 48 回)	10,138	7,692	75.9	1,013	13.2
平成 27 年(第 49 回)	10,018	7,578	75.6	764	10.1
平成 28 年(第 50 回)	9,285	6,997	75.4	688	9.8
平成 29 年(第 51 回)	8,627	6,535	75.8	1,392	21.3
平成 30 年(第 52 回)	8,491	6,218	73.2	905	14.6
第 1 回～52 回 計	422,402	307,905	72.9	47,369	15.4

TPP11協定の発効

TPP11協定は、本年12月30日に発効

署名国(11か国:オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、NZ、ペルー、シンガポール、ベトナム)のうち、少なくとも6か国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後60日で効力を生じる。(TPP11協定第3条)

6カ国が手続を完了



TPP 11における「税率差」

TPPでは、一部の品目（注）について、相手国によって異なる税率を譲許している（国別譲許）。

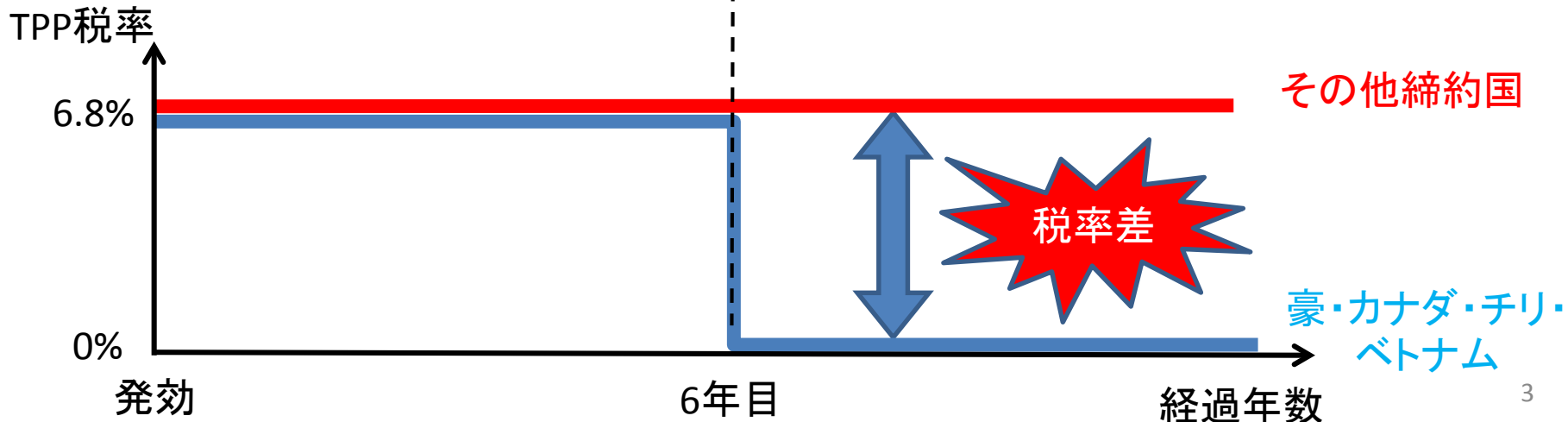
（注）HS 6桁ベースで1005.90、1702.60、3505.10、4407.10、4410.11、4410.12、4412.31、4412.32、4412.39、7202.11、7202.30、7202.60、7202.92、7501.20、7502.10、7502.20、7504.00の一部。

（例）エステル化でん粉（3505.10-100、ベースレート：6.8%）

協定発効後6年目に、豪州、カナダ、チリ及びベトナム（無税）とその他の国（6.8%）との間に3%を超える税率差が発生。

日本の譲許表

	1年	2年	3年	4年	5年	6年目以降
その他締約国	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%
豪州・カナダ・チリ・ベトナム	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	無税



TPP11における「税率差」

- TPP11における原産地の決定は、「国原産」ではなく「協定原産」の考え方に基づくもの。
- 国別に異なる税率を譲許している（「税率差」が発生する）品目については、どの締約国の関税率を適用するかを決定するルール（以下、「税率適用国決定ルール」）が必要。
- 税率適用国決定ルールは、全締約国に共通のルールが定められているが、その上で、日本は税率差の大きい（3%超）品目について、別途のルールを設けている。

税率差ルールの構成

◆各国共通ルール（附属書2-D第B節）

- ✓最終生産工程が行われた締約国の税率を適用する。ただし、「軽微な作業」と呼ばれる最低限の作業は除く。
- ✓輸入者の選択により、すべてのTPP締約国若しくは生産に関与したTPP締約国の中の最も高い税率を適用することも可能。

◆国別のルール（日本は税率差が3%超の品目等に適用）（附属書2-D付録C）

- ✓税率差が3%を超える品目等として協定（附属書2-D付録C）に掲げるものについて、どの締約国の関税率を適用するかを決定するルールを規定。

TPP 11における「税率差」：税率適用国決定ルール

税率差	税率差が発生した品目の TPP原産地規則		適用税率を決定するルール(税率適用国決定ルール)	
3%以下の 場合	-		「軽微な作業」を超える最後の生産工程が 行われた国の税率	
3%超の 場合及び 差が従価税 以外の場合	非原産 材料あり	関税分類変更基 準	TPP域内で主要な関税分類変更 ^(注) が 行われた国の税率 (注)TPP原産地規則で定められた関税分類の変更	
		加工工程基準	TPP域内で主要な加工工程 ^(注) が 行われた国の税率 (注)TPP原産地規則で定められた加工工程	
		付加価値基準	生産工程に関与した国のうち、 付加価値が最大である国の税率	
	原産材料のみから 生産される又は完全生産品			

ただし、輸入者が希望する場合には、全てのTPP締約国又は生産に関与した国のうち、最も高い税率

輸入申告書

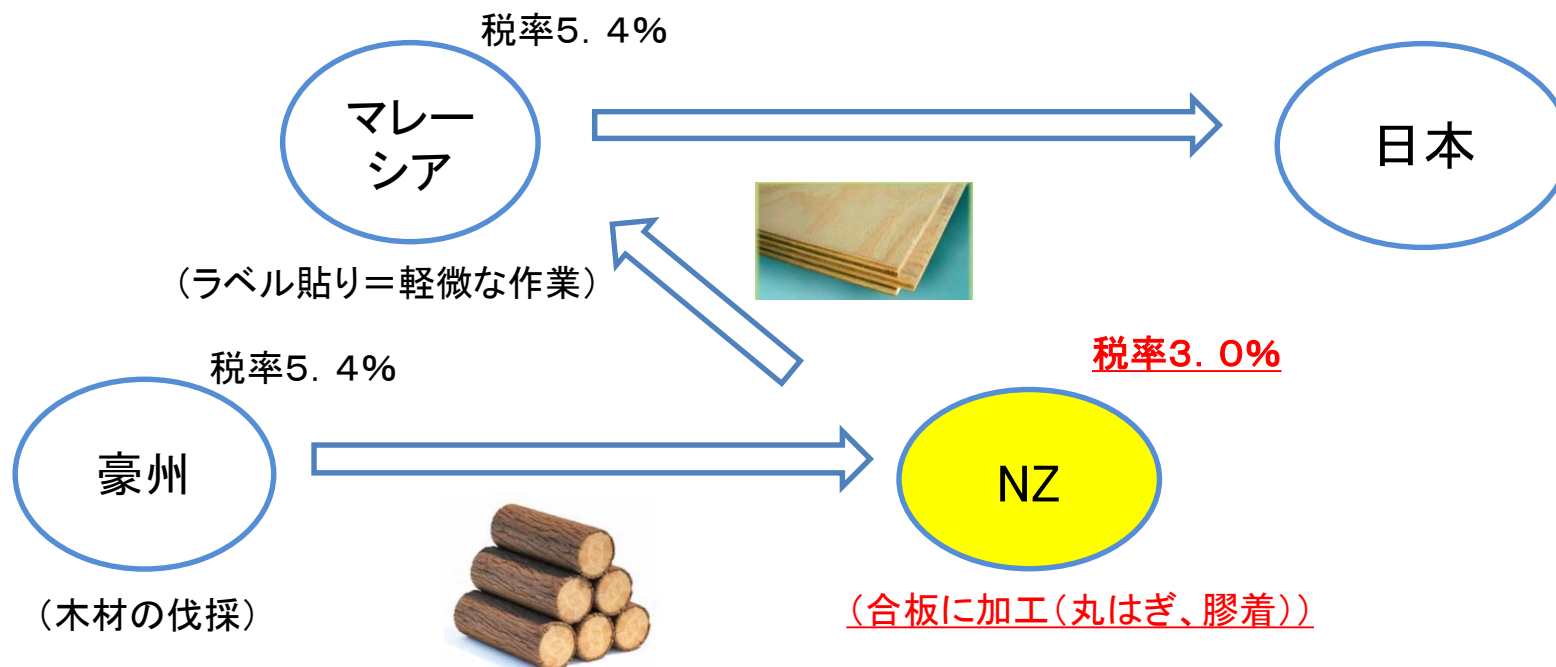
- ・原産地欄: 関税法施行令第4条の2第4項による原産地を記載。(項変更基準)
- ・原産地証明識別: 税率適用国決定ルールに基づく税率適用国のコードを入力。

【例1】税率差が3%以下の場合

合板(4412.39-110)(協定発効時、3%以下の税率差が発生)

- 「軽微な作業」を超える最後の生産工程が行われた国(NZ)の税率を適用。(マレーシアでの「ラベル貼り」は、「軽微な作業」を超えるものではない)
- 輸入者が希望する場合、生産に関与した国のうち最も高い税率(5.4%)を適用することも可能。

【TPP締約国(注)】



※いずれも日本へ輸入される合板(4412.39-110)の税率

(注)各国の国内手続の状況により、実際の締約国と異なる場合がある。

輸入申告書

- ・原産地欄: NZ(「項」変更基準)
- ・原産地証明識別: TPP・NZ(税率適用国決定ルール)

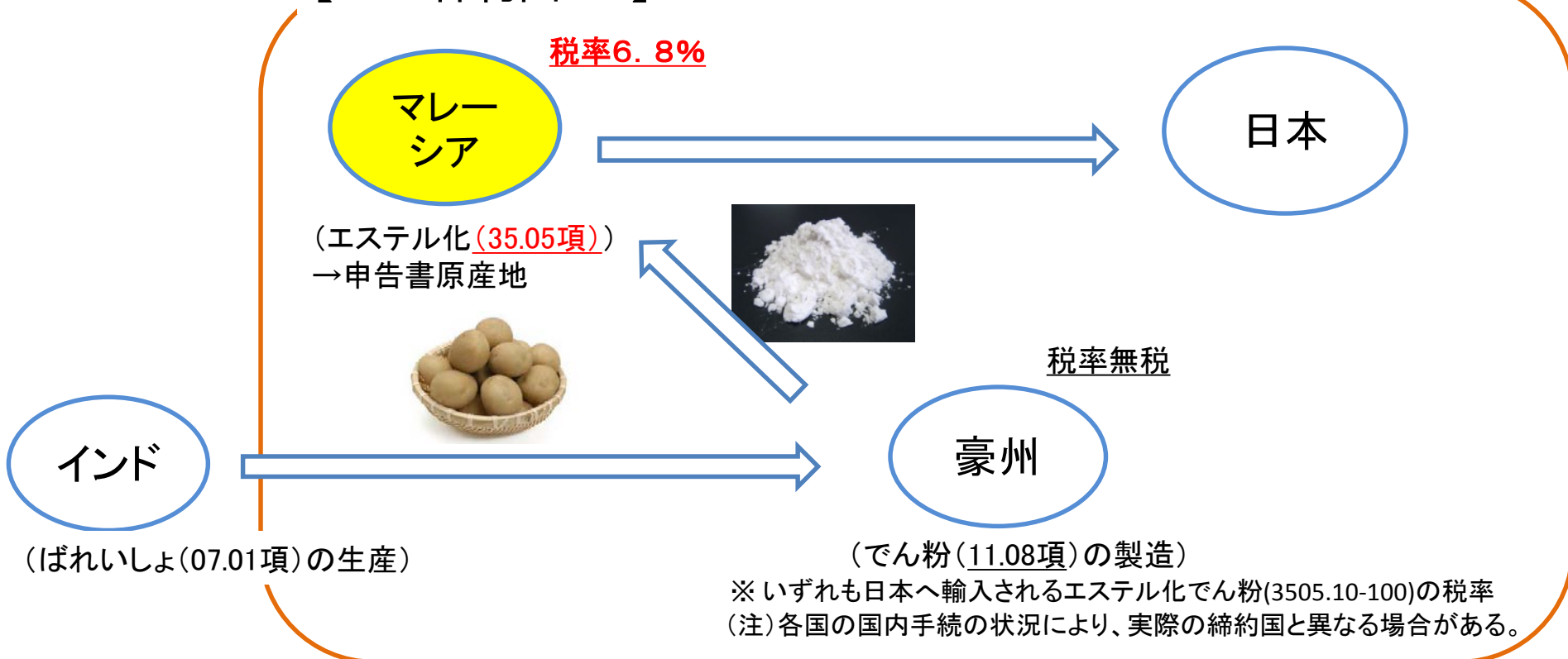
【例2】税率差が3%超の場合（非原産材料あり）

エステル化でん粉(3505.10-100)（協定発効後6年目に3%を超える税率差が発生）

- TPP域外（インド）からの非原産材料を使用している場合、主要な関税分類変更^(注)が行われた国であるマレーシアの税率(6.8%)を適用。

（注）TPP原産地規則で定められた関税分類の番号変更で、この例では、項(4桁)変更。

【TPP締約国^(注)】



輸入申告書

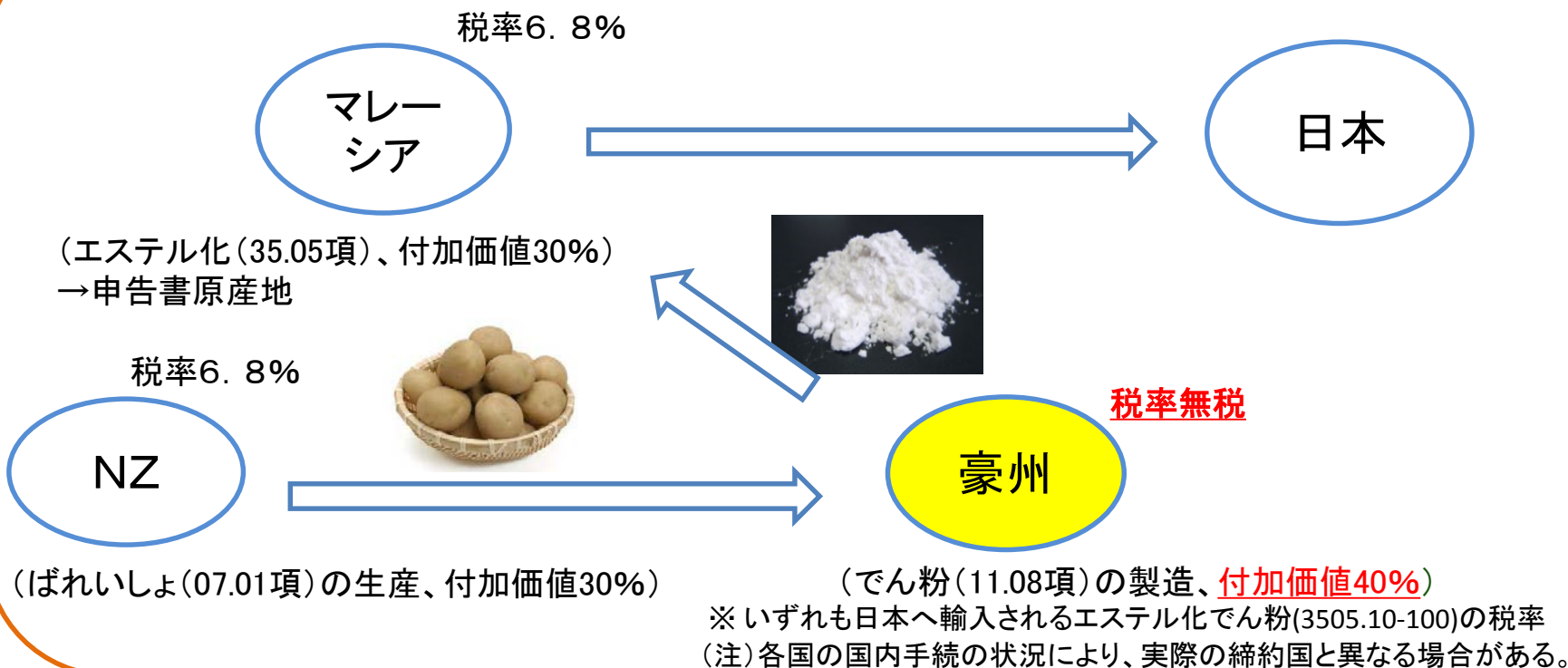
- ・原産地欄: マレーシア(「項」変更基準)
- ・原産地証明識別: TPP・マレーシア(税率適用国決定ルール)

【例3】税率差が3%超の場合（完全生産品）

エステル化でん粉(3505.10-100)（協定発効後6年目に3%を超える税率差が発生）

- TPP域内での完全生産品の場合、生産に関与した国のうち、付加価値が最大の国である豪州の税率（無税）を適用。
- 輸入者が希望する場合、生産に関与した国のうち最も高い税率(6.8%)を適用することも可能。

【 TPP締約国^(注) 】



輸入申告書

- ・原産地欄: マレーシア(「項」変更基準)
- ・原産地証明識別: TPP・豪州(税率適用国決定ルール)